

＜鳥獣被害防止施設整備事業補助金＞

田畑の農作物をイノシシなどの有害鳥獣から守るための防護柵資材費を補助します。

申請されてから承認するまでに1週間程度要しますので、早めに申請してください。
資材購入後の申請は受付できませんので、ご注意ください。

◆補助の対象となる資材

有害鳥獣による農作物等の被害防止対策のために設置するワイヤーメッシュ柵、金網柵、電気柵、防護ネット、トタン柵等の防護柵の資材。

※工具や施工費は対象外です。

◆補助の対象地

町内の耕作地であれば、面積要件はありません。ただし、電気柵の設置については、面積200㎡以上。

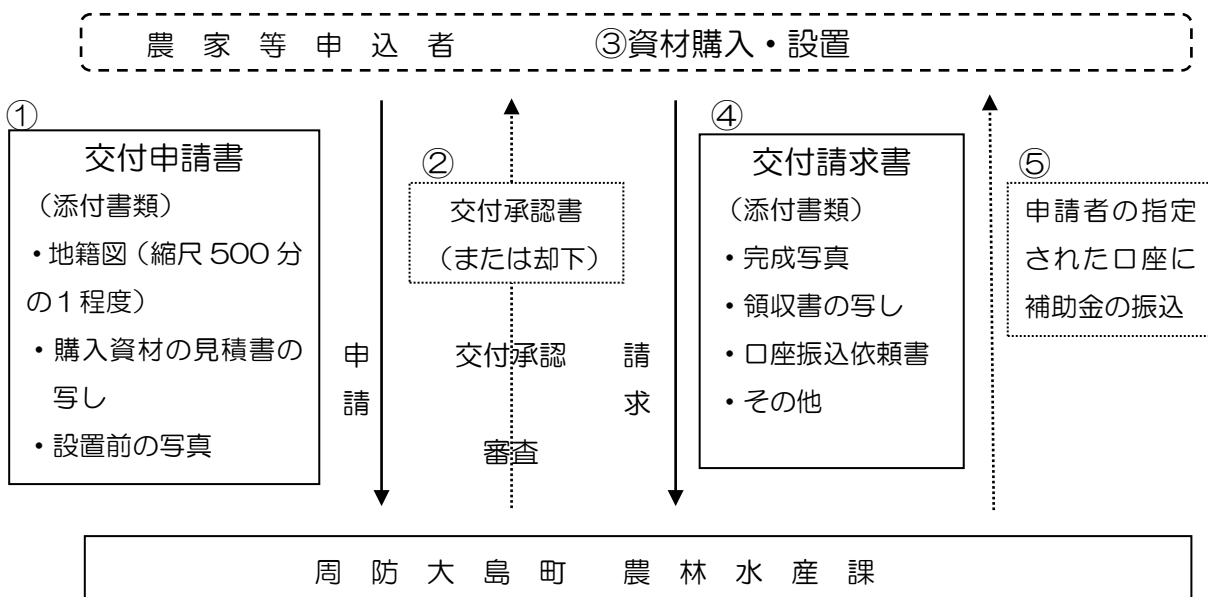
※所有者または耕作者が町外の方でも申請できます。

※過去3カ年度間に、補助金を受けて設置済みの耕作地については、補助金の申請はできません。

◆補助金の額

資材費の2分の1以内（千円未満切り捨て）。ただし、1件あたり50,000円が上限。

【事務手続きフロー図】



※ 交付承認書を受理した後、事業が完成するまでに事業費の増減が発生した場合は、変更承認申請等の提出が必要です。

ご不明な点がございましたら、農林水産課へお問い合わせください。

お問合せ先： 農林水産課 有害鳥獣対策班 TEL：0820(79)1002